

ふじみ野市犯罪被害者等支援条例施行規則（案）概要

【対象となる犯罪被害】

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為が対象となり、日本国内、日本国外の日本船舶・日本航空機内において行われた、人の生命・身体を害する罪に当たる行為、ただし過失による行為は除く。

【支給の要件】

- ①犯罪被害者は、対象となる犯罪被害の行為が行われたときにおいて、市民（※1）であること
 - ②警察に被害が認知されていること
 - ③②の認知等が警察等の関係機関への照会等により確認ができること
- ※1 市民：住民基本台帳に記録されている者・やむを得ず、住民基本台帳には記録されていないが、現に居住している者

【種類と内容】

種類	支給額	支給対象者	要件
遺族見舞金 （※2）	30万円	亡くなった被害者の第1順位遺族（※3）	死亡
重傷病見舞金	10万円	重傷病を負った被害者 申請時においても市民 （※1）であること	医師の診断により療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院の場合

※2 重傷病見舞金を支給している場合の遺族見舞金は、重傷病見舞金額を減じた額を支給

※3 遺族の種類及び順位：①配偶者等（事実婚関係やパートナーシップの関係にあった方を含む）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

【支給の制限】

犯罪被害に遭われた方やご遺族が以下に該当する場合は支給対象外となります。

- ①加害者と親族関係にあったとき（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」の被害者に該当する場合を除く）
- ②犯罪行為を誘発したときや、ほう助する行為があったとき
- ③暴力団員・かつて暴力団員であったとき
- ④その他の事情から判断し、社会通念上適切でないと認められるとき

【申請制限】

見舞金は、死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過した時又は犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過した時は申請することができない。